

第 1 回 定例農業委員会議事録

令和 5 年 8 月 7 日（月）午後 3 時 4 0 分より、JA にしみの中部支店 3 階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	春日井 忠
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
		14	吉田 幹夫		

欠席委員（1名）

7	柳瀬 美穂				

その他の出席者（5名）

安藤事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

- 議案第 5 7 1 号 土地現況確認申請について
- 議案第 5 7 2 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について
- 議案第 5 7 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 7 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 7 5 号 農業振興地域整備促進計画変更（案）について
- 報告第 1 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第1回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に、2番 佐竹委員、18番 高橋美和子委員の
両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第571号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事
務局説明願います。

堀主幹

議案第571号 土地現況確認申請について、説明させていただきます。
農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確
認という形で、申請されたものです。

平成24年施行の「大垣市農地転用後の土地現況確認事務処理要綱」
に基づき、農振農用地区域以外の農地で、現況が農地又は採草放牧地で
なくなってから20年経過したものであること、または、災害により農
地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧す
ることが困難であるものについては公的機関が発行する証明書等により
農地でない証明で対応しております。

1番、畑、79㎡で、一般個人住宅でございます。

1番の申請地の農地の区分につきましては、住宅若しくは事業の用に
供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断し
ます。申請地を現土地所有者が平成22年5月に相続によって取得した
際には、建築物が存在し、既に農地性を喪失していました。

このことは、法務局備付の建物全部事項証明書及び大垣市が発行する
「固定資産課税台帳登録事項証明書」で建物が昭和60年から一般個人
住宅として利用されていたことから確認できます。

以上でございます。よろしくお願いいたします

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。
局説明願います。

議案第572号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、
を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第572号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、
説明させていただきます。

2件提案されております。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うと
いうことで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま
したところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みの
ある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、5筆合わせて、3,916㎡でございます。

2番、田、563㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた
しまして、次に移らせていただきます。

議案第573号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議
題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第573号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂
きます。

9件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1番、所有権移転によります、田、1、185㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、2、313㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、998㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、736㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2. ページをお願いします。

- 5番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、畑、2筆合わせて、54.65㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、496㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 7番、所有権移転によります、田、454㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 8番、所有権移転によります、畑、383㎡で、ございます。取得後は桑畑の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 9番、所有権移転によります、畑、164㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

　　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

　　議案第574号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第574号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

　　農地法第5条関係申請明細につきましては、5件提案されております。

　　1番、使用貸借権によります、畑、339㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

　　2番、所有権移転によります、畑、393㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

　　3ページをお願いします。

　　3番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、839㎡で、飲食業（菜園、施設への進入路及び駐車場）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

　　4番、使用貸借権によります、畑、89㎡で、神社倉庫でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

5番、所有権移転によります、田、536㎡で、店舗（喫茶店）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第575号 農業振興地域整備計画変更（案）について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第575号 農業振興地域整備計画変更（案）について、説明させていただきます。

議案の後ろの方になりますが、14ページをお願いします。

「議案第575号 農業振興地域整備計画変更（案）について」をご覧ください。

先ほど審議いただきました、農業振興地域整備促進協議会と内容は同じでありますので、15ページから16ページに書いてございます個々の内容についての説明は省かせていただき、概略を説明させていただきます。

除外につきましては、農家住宅・1件で330.58㎡、農家分家住宅・2件で746.99㎡、農業用施設・1件で64㎡、駐車場等・3件で7,175㎡、その他、敷地拡張・3件で1,440㎡ 以上合計10件、9,756.57㎡となります。ご審議お願いいたします。

了承いただければ、農業振興地域整備促進協議会の審議結果をもって、農業委員会の結論としてまいりたいと存じますので、よろしく願いします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第1号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 　　報告第1号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、6件申請されています。

1番、田、167㎡で、公衆用道路でございます。

2番、田、2筆合わせて、1,386㎡で、貸駐車場でございます。

3番、田、115㎡で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

4番、畑、208㎡で、一般個人住宅（庭及び駐車場）でございます。

5番、田、929㎡で、共同住宅でございます。

6番、田、975㎡で、集合住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、20件申請されています。

7番、賃貸借権によります、田、2,571㎡で、有料老人ホームでございます。

8番、賃貸借権によります、田、2,362㎡の内220㎡で、工事用仮設道路でございます。一時転用の貸借期限は令和7年9月30日となっております。

9番、所有権移転によります、田、380㎡で、一般個人住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、2,143.57㎡で内科診療所、調剤薬局でございます。

5ページをお願いします。

11番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、607㎡で、共同住宅でございます。

12番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、266㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、243㎡で、一般個人住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、992㎡で、分譲住宅でございます。

15番、所有権移転によります、田、892㎡で、分譲住宅でございます。

16番、所有権移転によります、田、242㎡で、害獣制御コンサルティング業駐車場でございます。

17番、所有権移転によります、田、2,024㎡で、分譲住宅でございます。

18番、使用貸借権によります、田、810㎡で、共同住宅でございます。

6ページをお願いします。

19番、所有権移転によります、田、畑、2筆合わせて、79㎡で、一般個人住宅でございます。

20番、所有権移転によります、田、400㎡で、貸駐車場でございます。

21番、所有権移転によります、畑、383㎡で、分譲住宅でございます。

22番、所有権移転によります、畑、426㎡で、建売分譲でございます。

23番、所有権移転によります、田、587㎡で、宅地分譲でございます。

24番、所有権移転によります、田、680㎡で、歯科医院駐車場でございます。

25番、所有権移転によります、田、548㎡で、宅地分譲ござ

います。

26番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、1, 134㎡で、
分譲住宅でございます。

7ページをお願いします。

続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。

買受適格証明願については、5件申請されています。

農地の公売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願が出ているものでございます。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的であり、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくことになります。

27番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1, 202㎡で、
宅地分譲でございます。

28番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、633㎡で、
宅地分譲でございます。

29番、所有権移転によります、田、628㎡で、宅地分譲でございます。

30番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1, 202㎡で、
宅地分譲でございます。

31番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、633㎡で、
宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、5件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願が申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

32番、田、畑、5筆合わせて、646.90㎡でございます。

33番、田、2筆合わせて、1,708.36㎡でございます。

34番、田、畑、7筆合わせて、9,249㎡でございます。

8ページをお願いします。

35番、田、2筆合わせて、743㎡でございます。

36番、田、7筆合わせて、3,420㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、25件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

37番、畑、田、4筆合わせて、2,547㎡でございます。

38番、田、495㎡でございます。

39番、田、畑、5筆合わせて、3,344㎡でございます。

40番、田、3筆合わせて、3,013㎡でございます。

9ページをお願いします。

41番、田、1,289㎡でございます。

42番、田、152㎡でございます。

43番、田、畑、4筆合わせて、2,734㎡でございます。

44番、畑、276㎡でございます。

45番、田、2筆合わせて、451㎡でございます。

46番、田、5筆合わせて、3,916㎡でございます。

47番、田、畑、12筆合わせて、9,167㎡でございます。

10ページをお願いします。

48番、畑、田、7筆合わせて、2,740㎡でございます。

49番、畑、132㎡でございます。

50番、田、492㎡でございます。
51番、畑、244㎡でございます。
52番、畑、田、7筆合わせて、1,617㎡でございます。
53番、田、3筆合わせて、370㎡でございます。

11ページをお願いします。

54番、畑、田、12筆合わせて、4,367㎡でございます。
55番、田、4筆合わせて、1,239㎡でございます。
56番、田、畑、4筆合わせて、1,403㎡でございます。

12ページをお願いします。

57番、田、畑、5筆合わせて、3,106㎡でございます。
58番、田、畑、6筆合わせて、1,536㎡でございます。
59番、田、4筆合わせて、1,200㎡でございます。
60番、畑、田、11筆合わせて、2,293㎡でございます。

13ページをお願いします。

61番、畑、452㎡でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、1件申請されています。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

62番、現況、山林、2筆合わせて、251㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。（※登記地目は畑、田）

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

辻元委員

ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

令和5年7月25日に、代理人である行政書士の案内で、私と、江口農地利用最適化推進委員及び事務局が現地に赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後4時10分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年8月7日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

佐竹 静

議事録署名者

高橋美和子

